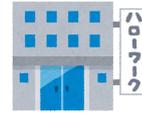


事業主及び育児休業給付受給中の方へ

育児休業給付金延長についてのお知らせ



育児休業給付金は一定の要件を満たした場合、2歳に達する日の前日まで給付を受けられる期間を延長できます。（1歳及び1歳6か月時に要件の確認を行います）

1歳に達する日から1歳6か月に達する日の前日まで延長申請する場合

保育園に入所できない事に係る延長対象の要件

1歳の誕生日に入所できるように認可保育所の入所申し込みを行っているが、1歳の誕生日現在、入所待ちのため復帰出来ない「やむを得ない」理由があった場合であること。

確認書類

- | | | |
|--|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 入所不承諾通知（利用調整結果通知等）の写し ※注1 ② 入所申込書の写し（<u>入所申込日</u>及び<u>入所希望日</u>の確認のため） ※注2 ③ 入所不承諾通知に育児休業取得者の氏名がない場合には、母子手帳（出生届出済証明のページ）の写し等 ④ その他安定所より提出を求められた書類 | } | 市区町村の証明書等 |
|--|---|-----------|

※注1 市区町村により入所申込時期も様々ですので、提出時期の確認は十分余裕を持ってご確認ください。

※注2 ①の入所不承諾通知書の内容に、入所申込日及び入所希望日が明記されない場合に必要になります。

～ご注意ください～

入所希望日が1歳の誕生日の属する月よりも前の月等のため、①の入所不承諾通知書では誕生日時点の入所状況が確認できない場合、自治体発行の1歳の誕生日現在の保育の実施状況等についての証明書が必要です。

（証明書が発行できない場合、保育所入所を希望しているが、誕生日時点においても入園できていない旨等を記載した「疎明書」の提出が必要です（様式任意：本人が作成）。また、ご本人から自治体へハローワークからの保育の実施状況についての電話照会に回答して構わない旨の申出をしていただく必要があります。

申請時期

延長申請は、以下の①または②の支給申請時に、支給申請書と上記の確認書類により行います。

- ① 延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時（ただし1歳到達日翌日（誕生日）以降の申請時に限る。）
- ② 1歳到達日を含む延長後の支給対象期間の支給申請時

※延長手続きをせずに支給終了年月日まで給付を受けると延長できなくなりますのでご注意ください。

延長対象とならない事例

- ① 市区町村に問い合わせをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申し込みを行わなかった場合。
- ② 無認可保育所・認証保育所への入所希望申し込みの場合。
- ③ 入所希望日が、1歳誕生日の翌日以降となっている場合。
（市区町村により、毎月1日の入所希望でなければ入所申し込みの受付が出来ない場合があり、例えば、10月29日が誕生日の場合、10月1日入所希望でなければ給付金の延長対象とはならないのでご注意ください。）
- ④ 1歳の誕生日現在、入所申し込みの有効期限が切れている場合。（再度入所申し込みが必要な場合があります。有効期限をご確認ください。）

1歳6か月に達する日から2歳に達する日の前日まで
延長申請する場合には裏面をご確認ください

1歳6か月に達する日から2歳に達する日の前日まで延長申請する場合

保育園に入所できない事に係る延長対象の要件

1歳時に延長手続きを行っている方で、**1歳6か月に達する日の翌日(※)**に入所できるように認可保育所の入所申し込みを行っているが、1歳6か月に達する日の翌日現在、入所待ちのため復帰出来ない「やむを得ない」理由があった場合であること。

※1歳6か月に達する日の翌日とは、原則として、1歳時に延長手続きを行っている方の育児休業給付金支給申請書に記載されている「支給終了年月日」の翌々日です。

確認書類

- ① 入所不承諾通知(利用調整結果通知等)の写し ※注1
- ② 入所申込書の写し(入所申込日及び入所希望日の確認のため) ※注2
- ③ 入所不承諾通知に育児休業取得者の氏名がない場合には、母子手帳(出生届出済証明のページ)の写し等
- ④ その他安定所より提出を求められた書類

市区町村の証明書等

※注1 市区町村により入所申込時期も様々ですので、提出時期の確認は十分余裕を持ってご確認下さい。

※注2 ①の入所不承諾通知書の内容に、入所申込日及び入所希望日が明記されない場合に必要になります。

～ご注意ください～

入所希望日が1歳6か月に達する日の翌日の属する月よりも前の月等のため、**①の入所不承諾通知書では1歳6か月に達する日の翌日時点の入所状況が確認できない場合、自治体発行の1歳6か月に達する日の翌日現在の保育の実施状況等についての証明書が必要です。**証明書が発行できない場合、**保育所入所を希望しているが、1歳6か月に達する日の翌日時点においても入園できていない旨等を記載した「疎明書」の提出が必要です(様式任意:本人が作成)。**

また、ご本人から自治体へハローワークからの保育の実施状況についての電話照会に回答して構わない旨の申出をしていただく必要があります。)

申請時期

延長申請は、以下の①または②の支給申請時に、支給申請書と上記の確認書類により行います。

- ① 延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時(ただし1歳6か月に達する日の翌日以降の申請時に限る。)
- ② 1歳6か月に達する日の翌日を含む延長後の支給対象期間の支給申請時

※延長手続きをせずに支給終了年月日まで給付を受けると延長できなくなりますのでご注意ください。

延長対象とならない事例

- ① 市区町村に問い合わせをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、**入所申し込みを行わなかった場合。**
- ② 無認可保育所・認証保育所への入所希望申し込みの場合。
- ③ **入所希望日が、1歳6か月に達する日の翌々日以降**となっている場合。
(市区町村により、毎月1日の入所希望でなければ入所申し込みの受付が出来ない場合がありますのでご注意ください。)
- ④ **1歳6か月に達する日の翌日現在、入所申し込みの有効期限が切れている場合。**(再度入所申し込みが必要な場合があります。有効期限をご確認ください。)